(ii)　次のいずれかの条件を満たすこと。

(A)　関税分類番号〇四〇四一〇・一二九及び〇四〇四一〇・一六九の品目に分類される原産品の灰分の含有率が十一パーセント以上であること。

(B)　関税分類番号〇四〇四一〇・一四九、〇四〇四一〇・一八九、〇四〇四九〇・一一八、〇四〇四九〇・一二八及び〇四〇四九〇・一三八の品目に分類される原産品がホエイ（乳幼児用の調製粉乳及び調製液状乳に使用するものに限る。）及びミルクの天然の組成分から成る製品（乳幼児用の調製粉乳及び調製液状乳に使用するものに限る。）であること。

(C)　関税分類番号〇四〇四一〇・一三九及び〇四〇四一〇・一四九の品目に分類される原産品が、たんぱく質の含有率が五パーセント未満のホエイパーミエイトであること。

(c)　関税分類番号〇四〇四一〇・一二九、〇四〇四一〇・一三九、〇四〇四一〇・一四九、〇四〇四一〇・一六九及び〇四〇四一〇・一八九の品目に分類される欧州連合の原産品であって、(b)(i)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、乳たんぱく質の含有率が二十五パーセント未満の原産品及び乳たんぱく質の含有率が二十五パーセント以上四十五パーセント未満の原産品に関しては前節1(kk)及び(ll)にそれぞれ定める区分「R11」及び「R12」、乳たんぱく質の含有率が四十五パーセント以上の原産品に関しては同節1(g)及び(h)にそれぞれ定める区分「B５＊＊＊＊」及び「B５＊＊＊＊＊」又は着色料を加えた配合飼料を製造するための原産品に関しては同節1(a)に定める区分「A」に従って決定する。関税分類番号〇四〇四九〇・一一八、〇四〇四九〇・一二八及び〇四〇四九〇・一三八の品目に分類される欧州連合の原産品であって、(b)(i)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。

(d)　(a)から(c)までの規定は、関税分類番号〇四〇四一〇・一二九、〇四〇四一〇・一三九、〇四〇四一〇・一四九、〇四〇四一〇・一六九、〇四〇四一〇・一八九、〇四〇四九〇・一一八、〇四〇四九〇・一二八及び〇四〇四九〇・一三八の品目に分類される原産品について適用する。

(e)　日本国は、先着順による輸入許可手続を通じ、差別的でない態様でこのTRQ―22の規定による関税割当てを運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

24　TRQ―23　バター、脱脂粉乳、粉乳、バターミルクパウダー及び加糖れん乳

(a)　(e)に規定する品目に分類される欧州連合の原産品の各年における合計割当数量（(c)に掲げる換算係数に基づいて算定される全乳換算数量（メートル・トン）によって表示されるもの）については、次の表のとおりとする。

年	合計割当数量（全乳換算数量（メートル・トン））
一	一二、八五七
二	一三、二八六
三	一三、七一四
四	一四、一四三
五	一四、五七一
六	一五、〇〇〇
七年目及びその後の各年	一五、〇〇〇

(b)　(i)　関税分類番号〇四〇五一〇・一二九、〇四〇五一〇・二二九、〇四〇五二〇・〇九〇、〇四〇五九〇・一九〇及び〇四〇五九〇・二二九の品目に分類される欧州連合の原産品の枠内税率については、次のとおり削減する。

年	バターについての枠内税率
一	三五パーセント及び一キログラムにつき二九〇円
二	三五パーセント及び一キログラムにつき二六一円
三	三五パーセント及び一キログラムにつき二三二円
四	三五パーセント及び一キログラムにつき二〇三円
五	三五パーセント及び一キログラムにつき一七四円
六	三五パーセント及び一キログラムにつき一四五円
七	三五パーセント及び一キログラムにつき一一六円
八	三五パーセント及び一キログラムにつき八七円
九	三五パーセント及び一キログラムにつき五八円
一〇	三五パーセント及び一キログラムにつき二九円
一一	三五パーセント
一二年目及びその後の各年	三五パーセント

(ii)　関税分類番号〇四〇二一〇・一二九、〇四〇二一〇・二一二、〇四〇二一〇・二二九、〇四〇二二一・二一二、〇四〇二二一・二二九及び〇四〇二二九・二九一の品目に分類される欧州連合の原産品の枠内税率については、次のとおり削減する。

年	脱脂粉乳（砂糖を加えてないものに限る。）についての枠内税率	脱脂粉乳（砂糖を加えたものに限る。）についての枠内税率
一	二五パーセント及び一キログラムにつき一三〇円	三五パーセント及び一キログラムにつき一三〇円
二	二五パーセント及び一キログラムにつき一一七円	三五パーセント及び一キログラムにつき一一七円
三	二五パーセント及び一キログラムにつき一〇四円	三五パーセント及び一キログラムにつき一〇四円
四	二五パーセント及び一キログラムにつき九一円	三五パーセント及び一キログラムにつき九一円
五	二五パーセント及び一キログラムにつき七八円	三五パーセント及び一キログラムにつき七八円
六	二五パーセント及び一キログラムにつき六五円	三五パーセント及び一キログラムにつき六五円
七	二五パーセント及び一キログラムにつき五二円	三五パーセント及び一キログラムにつき五二円
八	二五パーセント及び一キログラムにつき三九円	三五パーセント及び一キログラムにつき三九円
九	二五パーセント及び一キログラムにつき二六円	三五パーセント及び一キログラムにつき二六円